

高速船規則

高速船規則

2006年 第2回 一部改正

2006年10月3日 規則 第53号

2006年7月6日 技術委員会 審議

2006年7月25日 理事会 承認

2006年9月27日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 及び 2.1.7 として次の2条を加える。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
 - (a) ローディングマニュアル（6編 1.4.2）
 - (b) 復原性資料（8編 1.7.2）
- (2) その他の手引書等
 - (a) 火災制御図（11編 3.5.1）
- (3) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、2.1.7 に規定する完成図

-2. 当該船舶の用途等に応じて本会が必要と認める場合、その他の図面等の備付けを要求することがある。

-3. 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては、前-1.に掲げる図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

2.1.7 完成図

検査申込者は、製造中登録検査の完了に際し、次に掲げる図面について完成図を作成し、本会に提出しなければならない。

- (1) 一般配置図
- (2) 中央横断面図，部材寸法図，甲板構造図，外板展開図，横置隔壁図，舵及び舵頭材に関する図面並びに倉口蓋に関する図面
- (3) ビルジ管，バラスト管及び貨物管系統図
- (4) 防火構造図
- (5) 消火設備配置図
- (6) 船橋視界に関する図面

2.2 製造後の登録検査

2.2.3 として次の1条を加える。

2.2.3 船上に保持すべき図面

製造後の登録検査の完了に際しては、2.1.6に規定する図面等が船舶に備えられていることを確認する。

附 則

1. この規則は、2007年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。